

# 令和7年度 浜松市特別職報酬等審議会 会議録

1 開催日時 令和7年10月30日 午後2時00分～午後4時00分

2 開催場所 市役所 第3委員会室

## 3 出席状況

出席 原道也会長、岩田礼司委員、内山丈夫委員、  
小田切克子委員、清水哲夫委員、曾根秀一委員、  
伊達善隆委員、中村雄一委員、平井正大委員  
事務局 総務部長、総務部次長（人事課長）、  
人事課課長補佐、人事課制度管理グループ長、  
人事課給与グループ長、人事課職員3人  
関係者 議会事務局職員5人

4 傍聴者 1人（記者：1人）

## 5 議事内容

- (1) 開会
- (2) 副市長あいさつ
- (3) 諮問
- (4) 議事
- (5) 閉会

6 会議録作成者 人事課制度管理グループ 曾根

7 記録の方法 発言者の要点記録

録音の有無  有  無

## 8 会議記録

審議事項について

（原会長） 初めに、この諮問を得るに至った経緯について、事務局から説明を受けたいと思います。

（総務部長） 諒問書にありますとおり、今回ご審議をお願いするのは、「1. 市議会議員、市長及び副市長の報酬等の額について」「2. 市議会議員、市長及び副市長の期末手当の支給月数について」でございます。

では、今回市長からの諮問に至りました背景等につきまして、ご説明させていただきます。

特別職の報酬等の改定の頻度につきましては、令和5年度に当審議会から頂きました答申により、「月例の報酬等は、部長相当職の給料改定額を勘案しながら、原則として2年、期末手当は、毎年の一般職の職員の改定状況を踏まえることが適当である」との考え方を基本としております。

今回の諮問は、民間の経済・雇用情勢や、国の人事院勧告、本市の人事委員会勧告において、一般職の職員に対して、月例給及びボーナスとともに引き上げとの勧告がなされたことを踏まえ、市長等特別職の期末手当、報酬等の支給内容について、どのようにすべきかご審議いただき、答申をいただきたいというものです。

今年度の状況につきましては、勧告の基礎となる民間給与の実態調査が実施され、浜松市人事委員会から、給与月額について概ね30歳代後半までに重点を置いた引上げを行うとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月額をそれぞれ0.025月分、合計で0.05月分の引上げをすることが適当であると勧告されたところです。

公民較差は1万2,500円、率として3.29%となり、人事委員会設置後最も高い水準であった昨年の9,580円、2.58%を上回るものとなっております。

人事委員会勧告の取扱いについては、市長の考えといたしましては、これまで同様にその内容を尊重すべきとしており、これを受け、市としては人事委員会勧告の内容どおりに改定することを予定しております。

このような状況の中で、今回の諮問は、本市の人事委員会勧告において、給料月額、期末手当及び勤勉手当が引上げとの勧告がなされることを踏まえまして、特別職の報酬等や、期末手当の支給月数について、どのようにすべきかご審議いただき、答申をいただきたいというものです。

今回の諮問に至りました背景につきましては、以上でございます。

(原会長) 月例の報酬については、部長相当職の給料改定額を勘案しながら原則として2年、手当については毎年の、一般職の職員の改定状況を踏まえることは適当という考え方を基本として、一般職の職員の期末手当や勤勉手当等についての人事委員会勧告の内容について、説明をしていただいたものと理解をいたします。

ここまで、本日の諮問に至った経緯等について、ご質問等あればお伺いいたしますがいかがでしょうか。

【質問なし】

(原会長) 審議に入る前に、諮問の趣旨、この後のスケジュールなどをあらかじめ説明していただいた方が、我々としても議論がスムーズになるかと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

(総務部長) 今回の諮問につきまして、市長といたしましては、月例報酬給料について、行政職の9級最高号給の給料月額の水準が、現行の報酬を設定した平成19年度の水準を超えることとなったことを踏まえ、月例報酬、給料の改定を行うか。期末手当につきましては、これまでの取扱いを踏まえ、一般職の職員と同様の0.05月の増額を行うかについて、審議会でご審議をいただき、ご承認いただきたいということです。

本日の審議会の審議結果につきましては、答申書として取りまとめていただき、会長から市長へ答申をしていただきます。

また、市といたしましては、市長からの諮問に応える形で審議会から答申をいただくものですので、重く受け止めさせていただきます。

最終的に条例案に反映させるかどうかは市長の判断になりますが、市長が条例案として市議会に提出した後は、議会において最終的なご判断をいただくことになります。

今後のスケジュールといたしましては、審議会終了後、会長から市長への報告をしていただくことを予定しております。

なお、本日は市長が公務のため、山名副市長が市長の代理として対応させていただきます。会場は、5階の秘書課となります。

よろしくご審議をお願いいたします。

(原会長) 趣旨としては、行政職の9級、一般職の最高のレベルの給料の月額の水準が、平成19年度の水準をいよいよ超えたということを受けて、特別職についても検討する。期末手当についても、これまでの取扱いを踏まえて、引き上げ改定を行うことについて、我々は審議をしていくということになります。

今後のスケジュールとしては、この会議のすぐ後に答申を行うということですので、我々としてはこの会議中に答申案をまとめていくことを目指しての議論になります。

本日の会議におきましては、まず事務局からの説明を受けて、我々で審議を進めていき、答申書を形としてまとめ、副市長に提出していくことになります。

続けて、事務局から資料の説明をお願いします。

(総務部次長) 【資料説明】

(原会長) 令和5年答申の抜粋として、月例の報酬については部長相当職の給料改定額を勘案しながら、原則として2年の推移を踏まえる、とあります。2年経った令和7年は、平成19年度比プラス2.34%ですから、月例の報酬としてはこのプラス2.34%でいかがかというところを、我々としては審議することになります。

一方で、期末手当については、令和5年答申において、毎年の一般職の職員の改定状況を踏まえることが適当であるとしておりますので、今回の「プラス0.05ヶ月」が妥当かどうかを我々は審議していくことになります。

ここまで、資料の説明を事務局にしていただきましたが、議論していく前提として、この資料の読み方や記載内容についてご質問のある委員の先生はいらっしゃいますでしょうか。

<意見なし>

(原会長) それでは中身に入ります。

今整理させていただいたように、端的にいえば諮問の趣旨としては、1点目として月例報酬について2.34%の引上げ改定の是非、2点目として期末手当として0.05ヶ月分の引上げの是非といったところになります。

順番でも、併せての議論でも構わないと思います。それぞれの委員の先生におかれまして、お気づきのところだとか、少しでも「ここはこうなんじゃないか」と思われるところがあれば、ぜひ活発にご発言をいただければと思います。

(岩田委員) 1ページ目、令和4年答申で「特別職の報酬について今後、改定の基準を検討すべき」とあるが、この回答は「令和5年答申の中で、『月例報酬は2年間、期末手当は毎年度見直す』という基準に決まった」という考え方でよろしいですか。

(総務部次長) 市としては、報酬審の中で、令和4年にご意見を伺い、令和5年にもう一度ご意見を伺った結果として、今おっしゃられた部長相当職の話であるとか、期末手当については一般職の改定であるとかのご意見をいただきました。

決定事項ではありませんが、市としてはこの答申を踏まえて考えていくという意味で、「尊重していくべきもの」という捉え方しています。

(原会長) 頻度だけではなく、「部長相当職の給料改定額を勘案しながら」この一文節については、どのように上げるかがわからないと令和4年に議論し、どれだけ上げるかの物差し、上げ幅についての基準を示したところで、期末手当についても「一般職の職員の改定状況を踏まえながら」と

いう、上げ幅の考え方の規範を示したつもりの答申なのか、という趣旨のご質問でしょうか。

(岩田委員) 令和 4 年答申では、「基準を作りなさい」ということだと私は判断しました。基準を明確にし、その時々でぶれてはいけないのではないかと思います。なので、その基準が、令和 5 年の答申であるという考えでいいのかを確認したかったものです。

基準がないと、いつ見直したらいいのかは分からないので、基準を検討するというのが、令和 4 年の答申の真意だと思いました。

(総務部次長) そういう意味においては、一つの基準・物差しとして、この令和 5 年答申があるというように、私どもとしては受け止めています。

(岩田委員) 月例給は、平成 19 年から変わっていないということですか。

(総務部次長) 平成 19 年以後は、リーマンショック等の時代背景があり、公務員の給与も抑えられる、あるいは改定があっても非常に小幅なものがずっと続いているところがあります。

その中で近年、賃金上昇の流れの中で、公務員の給与水準自体も上がってきていますが、基本的には若年層を中心に改善が図られており、上位級については改定があっても小幅でした。その中で、今回、令和 7 年の人事委員会勧告で、部長相当職の給料が平成 19 年の数字を超えたという状況にあります。

(清水委員) 令和 4 年と 5 年の答申がありますが、令和 6 年度の答申はありますか。

(総務部次長) 令和 6 年については、令和 5 年答申を踏まえ、期末手当の部分についてのみ報酬審に諮り、一般職の職員の改定状況を踏ました答申を頂きました。

(総務部長) 月例給については平成 19 年度の基準を超ませんでしたが、期末手当は一般職が 0.1 月上がりましたので、そちらについて諮問い合わせまして、0.1 月引き上げる答申を頂いています。

(平井委員) 上げ幅については、国が 3.6% に引上げ、浜松市的人事委員会が部長クラスを 2.34%。上げ幅は、特別職ですからそれでいいと思います。全体を見ると、若年層はもっと引き上げていますから。

引っかかるのは 2 年という部分で、期末手当はいいですが、今は賃金がどんどん上昇していますので、2 年で見直すとすると、その間は据え置きになってしまいます。

毎年物価がこれだけ上昇すると、民間の賃金はどんどん上昇します。中小企業は非常に上げ幅が少ないですが、上げるものは上がっているので、月例給、報酬も毎年見直した方が良いのではないかと思います。

(総務部次長) 令和5年答申は、令和5年当時の経済情勢や、賃金状況をベースとして、審議会で様々なご意見をいただき、原則的にどうするか答申いただいたと思います。

少し遡りますと、記載がなく恐縮ですが、令和元年当時は「原則として4年の推移」という考えがありました。4年というのは1任期ということになるのですが、令和元年当時の、経済情勢や賃金状況等を背景にした中で、審議会のご意見をいたいたかと思います。

当時と令和7年現在の経済状況や賃金状況は当然異なりますので、委員のおっしゃることも、そういった今の状況を背景にしたご発言ということで受け止めております。

現在の令和5年答申も、「原則として2年の推移を踏まえる」という言い方をしておりまして、「2年経たないとやらない」という拘束をしているものというよりは、状況を踏まえるというところが内包されているとは思います。

今回は、頻度については、市長からの諮問事項ではございませんが、委員会でのご意見ということで承らせていただき、市長の方に報告をして、今後どのように考えていくのか、今後の議論としていきたいと思います。

(平井委員) 基準については、「原則として2年」なので、一年でも基準には入るので言葉上はいいと思いますが、毎年期末手当を見直すのだから、月例給も一緒に見直したらどうかと思います。

また、見直す基準としては、人事委員会勧告の数字をある程度参考にすればよいのかと思います。

「原則として2年」というのを、一気に「毎年」にしたらどうですか、という意見になります。

(総務部長) 任期が4年あるので、一般職と同じに上げ下げをするのかというのを、少し別の議論かと思います。

下げる話の時もありますので、例えば下げる時にもすぐ下げるのかというと、一般職とは少し考え方を変えるべきというのが元々の趣旨ということになります。

4年任期でいろいろな活動をする中で、4年据え置きというより、地域経済が上がったり下がったりしているので、2年で改定するというのを、令和5年の答申だと考えております。

(伊達委員) 大前提として、特別職の市長、副市長、議員の方々には、大変なご苦労と尽力をなさっていると思いますので、感謝しています。

また、今回の給与額の上昇と、期末手当の議論については賛同したい、

というところが私の結論です。

ただ、今回諮問の機会ということなので、少しばかり私から見た意見を述べさせていただきたいと思います。

3年ほど議事録を拝見して感じたことは、一般職の上り幅を前提とした月額の議論ということで、どうしても追随的な、技術的な議論だなという感じがしています。

それが悪いという訳ではありませんが、先ほど山名副市長から、報酬の説明として、まず職責、職務と、お仕事ぶりという言葉が出ました。

また、「市民の方の気持ちに配慮する」というような言葉も出ましたけれども、その「市民の気持ちに配慮する」に関して、十分な視点が入っているのか、というところが気になっています。

充分な数字上の比較検討をされているので、ロジックとして理解はしています。しかし、ちょうど議員定数削減の話も出ていますが、市民感情としては、仕事の重さへの適切な評価というより、改革すべきだというところが先行して、議員を減らすという話になっているというところからすると、正しく議員の方や特別職の方の仕事が評価されているのだろうか、ご理解いただけているだろうか、というところは疑問に思うところであり、今回の質問で申し上げたいと思います。

その上で、二つの論点を上げたいのですが、一つは、議員の方の報酬の意義をどうお考えか、ということです。職責に対する評価なのか。またその上で、高い方がいいのか、低い方がいいのか。議員の方の質が高いことが市政の執行に対して非常に寄与するということであれば、報酬も高いレベルを保つことが大事になるでしょう。

なお、議員報酬は、あくまで浜松市内における労働市場における比較が重要でして、政令指定都市と比較したところで、例えば浜松市の人々が、横浜市の報酬が高いからといって横浜市議になろうとはしないので、どちらかというと公民間を比較したときに、報酬の高さが魅力的なのかとか、生活保障に十分なのかとか、あらゆる人にとって参加できるような報酬なのかとか、そういう観点になるかと考えるものですので、「そもそも特別職の中でも議員報酬とはどうあるべきなのか」という点について、考えがあればお伺いさせてください。

(総務部長)

やはり、地域経済の状況がベースになると思います。

参考資料にもありますが、他都市との比較を見ますと、浜松市はあまり高くなない位置です。政令市比較ですので、我々一般職も、大都市の職員と比べますと、地域手当の差がありますので、それだけ給料の差があります。そういう意味で、まずは地域経済状況との比較がベースとな

ります。

当然ながら、そういう地域経済の要素を含めながら、当然なり手不足が将来的にあるということをございますので、報酬単価の、いわゆる「なり手からすると魅力的な報酬」というものはおそらくあると思いますが、非常に難しい判断かと思います。

そのため、地域経済がベースとなり、報酬単価を決めていくということだろうと思っております。

(伊達委員) 地域経済というのはもう少し詳しく言うと、財政に関わる話なのでしょうか。それとも、民間の給与水準に関わる話なのでしょうか。

(総務部長) 両方です。民間の給与水準もすけれど、自治体の財政力ということも含めてということになります。

(伊達委員) 論点としてそういうことがあるだろうというふうに思います。

政令指定都市の中で、市長の給与を下げているところもあり、私は下げるとは良いとは思っていませんが、正しくあるべき形で議論されるといい、と思っています。

二つ目は、職務の定義と評価というところでして、先ほど山名副市長が「仕事ぶり」とおっしゃっていましたが、仕事ぶりをどう市民の方が理解するのか、というのは結構悩ましい話だと思っています。

とある市議の方に最近お話を聞いたところ、「市議の仕事はなかなか理解されないのでSNSの発信を頑張っている」というお話を伺いました。議員ご本人による“理解される努力”も必要だと思うのですが、都市によっては議会での質問の数とか、政務活動のようなものも含め、評価の軸を定義し、市民に対して発信されているということがあると聞いています。浜松市では、仕事ぶりはどのように評価されるのでしょうか。

もちろん皆さん、最終の評価は選挙ということだと思うのですけれども、そこに至る部分の評価というのは、どのように市民の方は拾つたらいいか。そこがより分かりやすいと、今回の答申も受け入れやすいのではないかと思っての意見です。

(総務部長) 我々当局側からすると答えは難しいと思っていますが、やはり市民の負託を受けて当選されたということで、評価というのは最終的に市民の評価という形になると思います。

それが市政の発展につながってくるということで、大枠な話になりますけれども、そういう判断がまずあるのかなと思っております。

(伊達委員) それは理解したうえで、市として、より透明性、プロセスをもう少し可視化することを考えられるか、検討してみてはいかがでしょうか。

もちろん、負荷がかかることなので、やらないというのもありだとは思うのですが、「額が 2.34% 上がりました」というふうに市民の方は言われても、「そうですか」ということに多分なってしまうので、技術的にはそうなのですが、もう少しそれぞれの頑張りがしっかり届くと、私はいいと思っています。

「もっと上げよう」とか、そういう話にもなるかもしれない、そのように思っているのですけど、いかがでしょうか。

(議会事務局長) ご存じのように、20 年前に 12 市町村合併したときには、議員定数は合計で 200 人程度。それが、65 人、54 人と減ってきています。現在の議員定数は 46 人で、1 人国政に出ましたので、現在は 45 人になります。

私の私見ですが、地域は 50 ありますので、理想を言えば各地域 1 人ずつです。

議員は、女性が 14 名いらっしゃるのですが、30 代から 70 代までいらっしゃいまして、報酬をどこにするのが正解なのかというところも、なかなか解釈が難しいところがあります。

働いている議員さんには報いるような報酬、例えば委員会、特別委員会、もちろん議長・副議長、それぞれ公務が非常にたくさんありますので、そういったところの報酬を手当という形で少し増やすとか、そういうふうに考えていくのが、一番働きぶりに対しては報いる形になっているのかと思っています。

(伊達委員) 職務、会議における役割に応じて新しく手当をだすという考え方、責任に応じた報酬ということで大変理解よくできました。

最後に、人口当たりの代表負荷に関して、巨大な都市は一人当たりの市民数は浜松と比較してもっと多い都市もありますし、一方で浜松市は非常に市域も大きいですから、その地理的負荷は他都市と比べても大きく、本来はもう少し評価してあげた方がいいという議論もあるかもしれません。色々な市民の声があると思うのですが、ぜひご理解いただけすると嬉しいと思っています。

なお、少し先の未来を見据えると、ちょうど、国会でも AI の活用が積極的に議論されていますが、意見を集めるということに関しては、相当数、効率化できる可能性があると思います。

なので、そこを加味したときに、従来の地域活動は、だいぶ楽にできるということが見えてくると思いますので、これは 5 年後等の話かもしれないですけれども、それを加味した新しい報酬の在り方の検討を始められる良いと考えています。

(原会長) 伊達委員からも、報酬の意義だとか、民間報酬についても言及があり、

あるいは仕事ぶりに対して、というお話もあったかと思いますが、この辺り、中村委員は何かお考えになるところはございますか。

(中村委員) 今、仕事ぶりのお話がありましたけれども、私は労働組合に所属しているものですから、多少なりとも議員さんとは接点があり、色々と働く仲間、その家族の意見を取り入れていただいて、議会に立っていただくということもございますし、確かに意見を吸い上げていただくという役割を非常に持っています。

その中で、先ほど言われたAIを使って意見を出してもらって、とか、取りまとめていただいて最終的に実行してもらうのは、予算を取つていただかないといけないということもありますので、そういったところにどうやって結びついて、実行されたかというのも評価の一つなのかなと、先ほどのお話を聞いていて思いました。

(原会長) おそらくたくさんの企業の給与だとか、そういったものをご覧になつていると思うのですけれど、小田切委員、何かお気づきのところはございますか。

(小田切委員) まず一つ感想なのですが、静岡県の最低賃金が、ご存じのように11月1日から1,034円から1,097円に、6%くらい上昇しました。

そこから考えますと、2.34%というのは少し見劣りすると言いますか、賃金上昇率にはいろいろな指標がありますが、賃金だけを見ると、「市長、気の毒」と思ってしまうところがございます。

若手の給料を上げていくということ、中小企業はそのとおりで、最低賃金が上がっていますので、初任給をどんどん上げていかなければならず、そうすると若い人はうれしいですが、中高年のモチベーションが減茶苦茶下がっています。

能力や年功で今まで上がってきたものが、上り幅が鈍くなってきてています。そうなると、「頑張っても評価されないじゃないか」「会社の方は若手しか見ていないじゃないか」というところのモチベーションということで考えると、疑問を感じます。

市でも同じだったので、ベテランに関しては分からぬですが、同じようなことが起こっているのであれば、ベテランのモチベーションが心配です。

加えて、意見なのですが、議員さんであるとか市長さんであるとか、4年度任期で、選挙で失業するという不安定な身分でいらっしゃいます。その不安定な身分の方を、4年に一度解雇されることはまずないだろう部長職の方を勘案して、2.34%を基準とするところに、素朴な違和感がございます。

そこは、4年に一度失業するという危険手当みたいなもの、国政に変えた市議の方も今浪人されているわけですから、そういったところでやはりしっかりととした報酬を払うことで、悪いことしないと言ったら変ですが、身分の安定とかも含めれば、部長職相当を勘案して決めることについては、令和5年答申に逆らってしまって申し訳ないのですが、疑問に思いました。以上です。

(原会長) すると、場合によっては更にもう少し上げていくという答申も今回あり得るのではないかというご意見でしょうか。

(小田切委員) 私は2.34%が妥当なのかというと、少し低い、というのが正直な感想です。ただ。市民の方の感情もありますし、財政というのがありますので、財政に見合った、入ってくる市税の中で、ということになると思いますが、最低賃金の話で考えると2.34%は、どうなのだろう、とは思いました。

(原会長) 伊達委員からもありましたけれど、「一般職がこれだけ上がった」ということに則っての、一種のオートマチックな議論で良いのだろうかという「市民感覚」の指摘があつて、今、小田切委員からもそういったご指摘があつたかと思います。

この点、民生委員をしていただいていると思います、内山委員から、何かお気づきのところございますか。

(内山委員) 年間の手当は月例と期末だけではなく、おそらく特別手当があると思います。

その特別手当が、他の政令指定都市などとどのくらい違いがあるのか、それが加算されたときに、本当にこの給料が妥当かどうかと考えるのが一番いいのではないかと思います。

要するに、通常の出張手当は当たり前のことで問題ないのですが、特別手当がどういう形で出されているか考えてみて、その後合計を考えたときにどうなのかと考えたらどうかと思います。

(原会長) 今、内山委員のご指摘について、先ほど多少説明を省略したところかと思いますが、参考資料1から補足的に事務局から説明できることはございますか。

(総務部次長) 特別職の給与は、月例給与と期末手当のみということになります、その他の手当は基本的にございません。参考資料1の6ページ、本市及び各政令指定都市の状況をご覧いただければと思います。

6ページが政令市の市長の一覧となっておりまして、以下7ページが副市長、8ページが議長、副議長、議員となっております。

6ページの市長の例の、まず上の表を見ていただくと、「報酬月額」

「地域手当」というものがございまして、その後に月支給額がございます。

本市の場合は、報酬月額という形で1本ですが、ほかの自治体では、地域手当という別の形でプラスする部分があり、合わせて月の支給額ということで記載しています。これが月例給と言われる部分になります。

それから、次の期末手当がいわゆる賞与相当ということになりますので、これを足したものが年間の総支給額ということになります。月例給と期末手当でもって年間の支給額が決定されています。それ以外には、基本的に手当てというものは、旅費等の実費はもちろんございますが、報酬的なものというのはございません。

加えまして、市長の場合は退職手当がございますので、4年に一回退職手当が支給されます。それを合わせまして、任期中4年間の総支給額という形で手当てされているということになります。金額は違いますが、副市長も同様の形になってございます。

それに対しまして、8ページ以降の議長・副議長・議員につきましては、報酬と期末手当のみということで、退職手当はない、ということになりますので、その点は市の特別職と議員での違う点はございます。

説明は以上でございます。

(内山委員) 今見て、「浜松市はないんだ」というところに気が付きました。

全体としてみれば、かなり低い水準だというのは理解しています。前回、去年出席したときもそう思っておりましたので。

(原会長) この市民感覚という意味では、清水委員も改めてお気づきのところはございますか。

(清水委員) それぞれ、役職によってその差の内容というのは、非常に一般の方には分からないということもあるのですが、そこまでのことを私どもは調べるかということも不可能ですから、今まで長いこと、そういう感覚で他の人と比較してやってきてるので、特別な違和感がなければ、特別に%を大幅に上げるということはではありませんので、決して浜松市が高いという状況ではないという議論からすれば、言われているとおりで妥当なのかなと思います。

(原会長) ここまで議論を踏まえて、学識経験から、曾根委員から、何かお気づきのところはございますか。

(曾根委員) 結論から申し上げれば、妥当あるいはもっと上げてもいいのではないかと感じております。

先ほど小田切委員からもありましたが、2.34%というのは、民間の部分、昨今の部分から含めても、本当に微々たるものだと思いますので、

もっと引き上げるかどうかの是非は議論が必要かもしれません、少なくとも現状の部分というのは妥当、少ないくらいではないかと思いました。

私自身も経営学の分野になりますが、労務管理や他の企業さんの給与も見てまいりましたが、全てではありませんが報酬というのは一つのモチベーションにつながってくる部分、あるいはその仕事の魅力につながってきますので、人が減っている中、人の取り合いという中で、きちんとした人を確保していく一つの手段としては、ある程度の人並みと言いますか、一定水準のものがないと、避けられてしまう。もし避けられてしまうという部分であれば、かえって全体の組織としてマイナスになってしまいますので、皆様のご意見に、私自身も賛同しております。

(原会長) これまでの意見を伺いますと、あえて「少なくとも」と申し上げますが、月例報酬について 2.34% の引上げ、期末手当について 0.05 ヶ月分の引上げについては特に反対の声は少なくともないと理解します。

さらに、というところについて、限られた時間ではありますが、少し議論したいと思いますが、その前に、頻度の問題もあったかと思います。

令和 5 年答申で「原則として 2 年」というところについて、毎年でもいいのではないかという問題意識を平井委員からあげていただいたと思いますが、我々令和 7 年の審議会として、令和 5 年の答申を改める形で、毎年見直すべきではないかと、答申に盛り込むかどうかというところについて、皆さんのご意向を確認しておきたいと思います。

何かお考えになるところはございますか。

原則としてということで、「あえてそこを変更することはない」という考え方と、「毎年なら毎年と表現を改める形で答申に盛り込んだ方が適当ではないか」おそらくどちらかの考え方になろうかと思います。

その辺は、皆様いかがでしょうか。

(清水委員) 社会状況も大幅に変われば、ですけど、それ以上のことがなければ今そのままの形で、現段階において、毎年変えるまでのことはしなくてもいいというふうには思います。

(原会長) 我々としては今回、議事録にも残ることですし、「問題意識を持って議論した」というところにひとまずはとどめて、原則として 2 年という令和 5 年答申については、頻度のお話としては維持するという方向でよろしいでしょうか。

(小田切委員) 人は「原則として」という言葉に弱いので、平成 19 年から今までとは状況が全く違う中で、「原則として 2 年」という縛りはあえて外し、フレキシブルに改定ができるようにした方がよいのではないかと思い

ます。

毎年改定が望ましいと思います。

(原会長) そういうご意見もあろうかと思います。いかがでしょうか。

(曾根委員) 私は「どちらでも」とは思うのですが、ちなみに、「原則 2 年」としている背景と同時に、他の政令指定都市がどういうふうにしているのか、参考事例をお伺いできればと思います。

(原会長) 何か、事務局の方で情報はございますか。

(制度管理 G 長) 特別職の報酬の政令市の改定状況でございますけれども、20 政令市中、月例の給料を改定した都市が 5 市ございます。引き上げの方向で検討しているというところは 4 市というところです。

2 年か毎年かという改定頻度につきましては、団体ごとにそれぞれで、場合によっては平成の中頃から全く改定しないという団体もあります。

頻度として定例的に何年に 1 回等と定めている市については、確認しております。

(原会長) 両方の意見が、既に出ていますけれども、どうでしょうか。

(清水委員) 毎年が望ましいのかもしれません、技術的に、作業量がどれだけ増えるのか、それだけやって効果があるのか、あるいは事務作業を市の活性化のために、別のことに回してもらう方が良いのかということですね。

事務作業がそんなに変わらないということなら、毎年にしても構わないとは思いますが、なかなか情報を取得するには大変かなと思うのですが、どうでしょうか。

(総務部次長) 改正の事務的な実務に関して言えば、一般的な業務の中でやっていくことになりますので、変えることによる業務量が過度なものということはありません。

職員の給料は、基本的には毎年改定しているわけでございまして、特別職だから過度になるということはありません。

(清水委員) 他の都市を調査するわけですから、実情をお聞きしたいなと思いました。

(総務部長) 今こうしたポップステップで上がっている状況の時代と、平成 19 年以降の停滞していた時代と違う、という話をいただきました。

基本的に微増か微減の推移を踏まえて、据え置きというところで来てはいたということで、報酬額を平成 19 年度と比較することは毎年行っています。2 年の推移を見て、2 年分を上げていくことが原則となります。

大きく上がれば 2 年の原則にとらわれず、直ちに上げていくことも選

択肢にある、と思っております。

(岩田委員) 今ふと思ったのですが、平成 19 年と比較しているのでしょうか。一般職も 10 年前から変わっていないのでしょうか。

(総務部長) 9 級については微増微減で推移しています。

(岩田委員) 上げ下げ幅が何%以内か分かりませんが、来年度は令和 7 年度ベースで比較してどうなのか、という話になりますが、それで考え方はよろしいですか。

(総務次長) 岩田委員がおっしゃられたような考え方になってきます。

(岩田委員) いろいろおっしゃる通り、今年度から来年度に比べて、人事委員会勧告で 2.3% 上がったとするならば、2.3% 上げざるを得ないですよね。その幅が 1% ならあげないのか、というの là あります。

その基準年度が、令和 7 年であるならば、「原則」は例外がありますので、来季 2.3% 同じように上がったならば、上げざるを得ないと思います。

議論するとなったら、先ほどから出ている中で上げ幅をどれぐらいで引用するのかが、問題になるのでは、という気が少ししています。

(原会長) 例えば 2.34%、さらに上げるとしてどれだけ上げるかっていうところについて、何かしら客観的な基準があるべきじゃないかという問題意識を、岩田委員は上げてくださっていると理解します。

その議論の前に、他の政令市についての取り扱いについては有意な情報は特にないようですが、曾根委員は何かコメントございますか。

(曾根委員) ゼひその辺がわかると、より良いと思いました。

あとは、例えば、6 ページの市長の給与額等も拝見をしていて、総支給額で一番近いところでいうと静岡市よりも低い、けれども当月の支給額は浜松の方が多い、といった差はどこから出てくるのか。

2 年に 1 回という話がありましたが、政令指定都市といつても、浜松よりも非常に大きなところもあれば、小さなところもありますので、全て見る必要もないかもしれません、静岡などはどうしているのか、というのを、少し思いました。

私の予想ではほぼ同じようなルールなんじゃないかと思います。以前比較したことがあります、お互い情報共有してやっているのかな、というの là あります。

情報がないのでなんとも言えないところもありますが、そんな感じで見てみるのもいいのかな、というふうに思いました。

(原会長) 我々としては、非常に限られた時間の中で、上げ幅が 2.34%、あるいは 0.05 ヶ月でいいのか、さらに上げていくのかとところを議論したい

と思いますので、見直しの頻度については、例えば、で恐れ入りますが、一応議長を務めさせていただく私としては、岩田委員がおっしゃったように、確かに原則という言葉に日本人は縛られがちなところもある、ただし、原則と言えば必ず例外がある。今回我々が上げていくとして、平成19年基準がいわばアップデートされる形で令和7年度基準というものがでる。ここからさらに、来年、もし他の一般職の数字が動けば、原則2年云々を言ったとしても、それは逆に上げざるを得ない状況というのが、そこに作出されるであろう。そうであるとすれば、原則2年の表現そのものを、今回、あえて変える必要はない、と思います。

それこそ日本的なことなかれ主義的な意見なのかもしれません、もしよろしければ、そのように話をまとめさせていただければとは思います、いかがでしょうか。

(小田切委員) 繼続して「原則として2年」を踏まえるが、ただし急激な上昇があつた場合には、毎年改定もいとわない、という文言を加えたらいかがでしょうか。

(原会長) うまくバランスをとって頂いたと思いますが、皆様、いかがでございましょうか。

(清水委員) 同じことは起きないですよね。ずっと同じようにやっている形というのは、そういう流れだとは思いますが、何が起きるかわからないことを想定して考えていかなければならぬと思います。

そういうことで、確かにプラスして但し書きを付け加え、全体の考え方は変わらないということもいい、と思います。

(原会長) 特に反対の声がなければ、小田切委員のご提案の但し書きを付けるというところを我々としては提案したいと思います。

それでは、繰り返しになりますが、2.34%の上昇、そして期末手当については0.05ヶ月のアップについては反対の声がないというふうに理解をいたします。

むしろ「さらに」というところの部分について、あと5分少しぐらいの時間の中ですが、議論ができればと考えています。

この点、何かお声があればお願ひいたします。

まさに岩田委員がおっしゃったような、どの程度上げていくかの客観的な物差しや、明確な基準があるかというところとも関連する議論にならうかと思いますが、どなたかお声があればお願ひいたします。

(清水委員) 色々な調査をされて、提案されて、諮問されている数字に対して、こちらが情報量不足の中で、「プラスもう少し上げた方がいい」というのは、少し難しいかなと思います。

本審議会の中でプラスしたらどうかっていうのはあるけど、何をもとにそれをそういう話に持っていくかというのは、皆さん情報あればいいのですが、その辺は少し難しいかなと思います。

あくまで、出てきた情報に対して判断していく形になるかなと思います。

(原会長) 他にお考えがある方いらっしゃいますか。

(伊達委員) 報酬の議案は市長が議会にかけますよね。

ですので、多分ここでロジックとかは本来は、あまり論じる立場になさそうな気がしますが、基準額やロジックについての議論も行ってよいのでしょうか。

(総務部長) 問題ありません。

(伊達委員) 相当難しい話だと思っていまして、政令指定都市の比較みたいな話に、本当に意味があるのだろうか、と思っています。

先ほどの繰り返しになってしまいますが、議員の方、特別職の方をどう評価していくのかは、物価上昇も大事ですが、私は、この立場の方はやはり長期目線に立つべきだと思います。

長期目線に立って「どう報酬はあるべきか」を考えることが重要だと思います。毎年の数字の上がりはマクロの上がり幅なので、それに一喜一憂するよりは、どういう方になってほしいかという、まさに職責とか職務が一番大事だと思うので、それを元に検討していただくといいのかなと思います。

(原会長) 私自身が議論を拝聴する限りにおいては、むしろもっと高くてもいいのではないかという意見も多く出たところではありますが、ひとまず今年度の我々の方針としては、この 2.34%、そして 0.05 ヶ月を是とするというところを答申案としてまとめるというところでよろしいでしょうか。

なかなかそれ以上の上積みについては、「べき論」としてはそうあるべきかもしれないけど、実際にいくらというところについては、なかなか今検討するのは難しいということです。

その分、その見直しのポイントについて令和 5 年度の答申から、一段階さらに精度を上げた形で答申できるというようなまとめになったように、私自身は理解します。

それでは、特段ご発言がなければ、審議は以上とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ではここまで我々の議論の内容について、事務局より整理いただく

ようお願いします。

(総務部次長) ただいま会長の方で整理をしていただきましたが、今回の月例給2.34%、期末手当の0.05月につきましては、いずれも妥当であるというご意見としてまとめていただきましたので、そういう形でまずは答申をまとめさせていただきたいと思います。

それから、もう一点、改定頻度につきましては、令和5年答申に加えて、但し書きの中で加えていくという形で、この後答申書の案を急ぎまとめて、提示をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

【異議なし】

(原会長) 答申案を確認する前に、先ほど少し説明もありましたが、議会事務局から議員定数についての説明がありますので、お伺いしたいと思います。

(議会事務局  
次長) 【議員定数の検討状況について説明】

(総務部次長) 答申案の方ですが、いったん画面の方に映して読み上げさせていただき、資料の方も整いましたら配布させていただきたいと思います。

(総務部次長)  
(原会長) 【答申書案の説明・配布】  
この内容でよろしいでしょうか。委員の皆さん、ご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

(原会長) 【異議なし】  
我々として、この答申案の内容で答申させていただくということでよろしいでしょうか。

(原会長) 【了承】  
以上で本日の会議を終了いたします。会議の円滑な進行にご協力いただきありがとうございました。